

## 日本赤十字豊田看護大学 看護学部特待生規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という。）の学生に対し、特待生として授業料を免除することにより、勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図ること及び優秀な学生の確保を図ることを目的とする。

### (特待生の定義)

第2条 特待生とは、以下の各号のいずれかに該当し、第3条に規定する選定条件を充たす、それぞれ5名以内の学部生をいう。

- (1) 大学独自選抜の成績が上位であり、入学年度の年間授業料の全額を免除される者（以下、「A特待生」という。）
- (2) 入学後の学業成績において、前年度の成績が上位であり、年間授業料の後期納付額を免除される者（以下、「B特待生」という。）

### (選定条件)

第3条 前条各号に定める特待生は、以下の各号に基づき選定するものとする。

- (1) A特待生は、大学独自選抜の成績が上位5位までの者で、特待生となって入学する意思がある者を選定する。成績順位が同位の場合は、必須科目の合計点数が高い者を上位とする。
  - (2) B特待生は、入学後の学業成績において、前年度に履修した必修及び選択科目の全てが、再履修することなく評価「B」以上であって、必修科目の評点合計が上位5位までの者で、特待生となる意思がある者を選定する。成績順位が同位の場合は、修得単位数の多い者を上位とする。
- 2 選考にあたっては、連続してB特待生となることは妨げない。
  - 3 B特待生は、日本赤十字社愛知県支部特別奨学金貸与規程に定めるB特別奨学生及びC特別奨学生の対象となることはできない。

### (A特待生の選出、決定及び通知)

第4条 A特待生候補者の選出は入試・広報委員会が担当し、大学独自選抜の合格者決定後速やかに行い、A特待生決定通知（様式1）、A特待生 確認書・誓約書（様式2）を送付する。

### (B特待生の選出、決定及び通知)

第5条 B特待生候補者の選出は学生委員会が担当し、前年度の成績確定後速やかに行い、B特待生決定通知（様式3）、B特待生 確認書・誓約書（様式4）を送付する。

(奨学金制度の併用禁止)

第6条 第2条第1号に規定するA特待生は、入学後1年間の資格期間中は赤十字医療施設等の就職を条件とした奨学金制度を同時に利用することはできない。

(特待生の辞退)

第7条 特待生は、その資格期間の途中であっても、特待生を辞退することができる。辞退希望者は、特待生辞退届（様式5）を学務課に提出する。

(特待生の資格喪失)

第8条 特待生の資格期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合、学生委員会において資格喪失の確認を行い、教授会の議を経て、学長は資格の喪失を決定し資格喪失を通知する（様式6）。

- (1) 休学（留学による場合を除く）、転学、退学又は除籍となったとき
- (2) 学則に基づく懲戒処分を受けたとき
- (3) A特待生であって、前期履修科目のうち必修科目に不合格があったとき
- (4) 特待生辞退届（様式5）を学務課に提出したとき

(授業料の納付)

第9条 特待生は、第8条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により資格を喪失したときは、次の各号に定める授業料を全額納付しなければならない。

- (1) A特待生が前期において、資格を喪失したときは、その決定後1ヶ月以内に前期授業料を全額納付しなければならない。
  - (2) B特待生が前期において、資格を喪失したときは、その決定後当該年度後期授業料を所定の期日までに全額納付しなければならない。
  - (3) A特待生及びB特待生が各年度後期において、資格を喪失したときは、その決定後1ヶ月以内に後期授業料を全額納付しなければならない。
- 2 A特待生が第8条第1項第3号により資格を喪失したときは、後期授業料を所定の期日までに全額納付しなければならない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、学長が経営会議の議を経て行うものとする。

(所管)

第11条 この規程の運用に必要な事務は、事務局学務課が担当する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特待生に関して必要となる事項は学長がその都度経営会議の議を経て定める。

附則

この規程は平成30年1月1日から施行し、平成30年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は令和3年1月25日から施行する。

附則

この規程は令和4年12月19日から施行する。

(様式1)

年 月 日

様

日本赤十字豊田看護大学  
学長 ○○ ○○  
(公印省略)

## 日本赤十字豊田看護大学 A特待生決定通知

このたびは、 年度日本赤十字豊田看護大学大学独自選抜に合格され、誠におめでとうございます。

あなたは、大学独自選抜において優秀な成績を認められたので、日本赤十字豊田看護大学A特待生に決定しました。

つきましては、下記の書類について、 年 月 日( )必着で同封の返信用封筒を用いて返送願います。(期限厳守)

なお、希望されない場合であっても、お手数ですが、ご回答願います。

記

### 1. A特待生 確認書・誓約書 (様式2)

(様式2)

## A特待生 確認書・誓約書

年 月 日

日本赤十字豊田看護大学  
学長 ○○ ○○ 様

以下のいずれかにチェック  を入れてください。

- 私は、日本赤十字豊田看護大学 A特待生の決定通知を受け、以下の内容を理解したうえでA特待生になることを確認し、誓約いたします。
- ・入学後1年間の資格期間中は赤十字医療施設等の就職を条件とした奨学金制度を同時に利用できないこと。（日本赤十字豊田看護大学看護学部特待生規程第6条）
  - ・期間の途中であっても、特待生を辞退することができる。その場合は資格喪失決定後1ヶ月以内に免除された授業料を全額納付しなければならない。（同7条、9条）
  - ・資格期間中に休学（留学を除く）、転学、退学または除籍になったとき、学則に基づく懲戒処分を受けたとき、前期履修科目のうち必修科目に不合格があったときは資格喪失となり、その決定後1ヶ月以内に授業料を全額納付しなければならない。（同8条、9条）
- 私は、日本赤十字豊田看護大学 A特待生の決定通知を受けましたが、都合により辞退します。※支障がなければ辞退理由をお書きください。

### 【辞退理由】

受験番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式3)

学籍番号

氏 名

日本赤十字豊田看護大学

学 長 ○○ ○○

(公 印 省 略)

### 日本赤十字豊田看護大学 B 特待生決定通知

あなたは、成績優秀につき「 年度 日本赤十字豊田看護大学 B 特待生」と決まりました。

つきましては、下記の書類について、年 月 日( )必着で提出願います。(期限厳守)

なお、希望されない場合であっても、お手数ですが、ご回答願います。

記

#### 1. B 特待生 確認書・誓約書 (様式4)

(様式4)

## B 特待生 確認書・誓約書

年 月 日

日本赤十字豊田看護大学  
学長 ○○ ○○ 様

以下のいずれかにチェック  を入れてください。

- 私は、日本赤十字豊田看護大学 B 特待生の決定通知を受け、以下の内容を理解し  
たうえで B 特待生になることを確認し、誓約いたします。  
・日本赤十字社愛知県支部特別奨学生貸与規程に定める B 特別奨学生及び C 特別奨学生は B 特待  
生の対象となることはできない。(日本赤十字豊田看護大学看護学部特待生規程第 3 条)  
・期間の途中であっても、特待生を辞退することができる。その場合は資格喪失決定後、定められ  
た期間内に授業料を納付しなければならない。(同 7 条、9 条)  
・資格期間中に休学(留学を除く)、転学、退学または除籍になったとき、学則に基づく懲戒処分  
を受けたときは資格喪失となり、定められた期間内に授業料を全額納付しなければならない。(同  
8 条、9 条)
- 私は、日本赤十字豊田看護大学 B 特待生の決定通知を受けましたが、都合により  
辞退します。

学籍番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式 5)

## 日本赤十字豊田看護大学 特待生辞退届

年 月 日

日本赤十字豊田看護大学  
学長 ○○ ○○ 様

氏名 \_\_\_\_\_ (印) \_\_\_\_\_

私は、下記の理由により、日本赤十字豊田看護大学 特待生を辞退します。

記

辞退理由

以上

(様式6)

年 月 日

様

日本赤十字豊田看護大学  
学長 ○○ ○○

## 日本赤十字豊田看護大学 特待生 資格喪失決定通知書

あなたは、日本赤十字豊田看護大学看護学部特待生規程第8条により、特待生の資格の喪失が決定しましたのでお知らせします。つきましては同規程第9条に基づき、指定の期日までに免除金を本学に納付してください。